

包括外部監査指摘事項等措置状況報告

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	II-4	区分	指摘
項目	浄化槽定期検査の未受検			報告書 ページ	36
措置状況	措置済み	監査対象課	環境部環境保全課	関係課	—
指摘内容	<p>浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置であり、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが求められるため、浄化槽法第11条は定期検査を実施することを定めている。定期検査は主に保守点検及び清掃が適正に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを判断するために行うものであり、浄化槽管理者は毎年1回受検することになっている。</p> <p>令和元年度における甲府市の11条検査受検率は、全体ベース（単独処理浄化槽含む）26.84%、合併処理浄化槽のみでは44.35%であり、令和2年度の11条検査受検率は全体ベース（単独処理浄化槽含む）27.04%、合併処理浄化槽のみでは45.18%であり、受検率は近年堅調に増加しているものの、依然として低い水準にある。</p> <p>環境省のウェブサイト（※）の「令和元年度における都道府県別浄化槽の設置状況等」において令和元年度の全国平均及び都道府県毎の11条検査受検率が公表されているが、全国平均11条検査受検率は全体ベース（単独処理浄化槽含む）43.8%、合併処理浄化槽のみでは62.2%となっており、甲府市は全国平均を下回っている。</p> <p>このような状況の下、甲府市は受検率向上のため未受検者を対象に訪問による受検指導を令和2年度に1,943件（令和元年度2,007件）に対して行うほか、浄化槽の適切な維持管理に係るチラシ配布等で周知を行っている。</p> <p>甲府市は公共下水道の普及が低く浄化槽利用者が多いため受検率が低くなる傾向にあるものの、受検率向上の指導・周知を引き続き実施するとともに、他の市町村の受検率向上の取組方針も参考とし、また、長期間未受検で悪臭を放し苦情がある場合等の悪質な事例では浄化槽法第66条の2による罰則適用の必要性の検討も必要である。</p>				
措置内容	<p>浄化槽法定検査受検率向上のため、未受検者への啓発文書を郵送するほか、訪問指導等を実施してきたことにより、受検率は少しずつではあるが向上している状況である。また、郵送文書が返戻（居所不明）された場合は、現地調査等を行い、面談により浄化槽管理者の変更等が判明した際には必要な届出をしてもらうなどの対応を行っている。</p> <p>さらに、県内の関係団体等で構成する「山梨県浄化槽適正処理促進協議会」においては、県内の全未受検者へ啓発通知を戸別に郵送する新たな取組を始めたところであり、引き続き、連携した対応を図り、受検率向上に努める。</p> <p>なお、長期間未受検で悪臭を放ち苦情がある場合等の悪質な事例については、引き続き、浄化槽管理者に対し厳しく指導を行うとともに、これに従わない場合は法令に基づく処分も視野に入れて対応していく。</p>				
措置通知日	令和7年8月26日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	III-3	区分	意見
項目	行政財産目的外使用に伴う光熱水費の負担(担当課としては総務課)			報告書 ページ	51
措置状況	検討中	監査対象課	環境部ごみ減量課	関係課	環境部総務課
意見内容	<p>甲府市資源回収協同組合を含む次の事業者（全6団体）に対し、甲府市が保有するなでしこ工房及び車庫棟の一部について、甲府市行政財産使用料条例第4条第4号に基づき、使用料を免除し、使用許可を与えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲府市資源回収協業組合 ・甲府市環境事業協同組合 ・甲府市廃棄物協業組合 ・甲府市廃棄物事業協同組合 ・全日本同和会山梨県連合会 ・甲府同和事業推進委員会 <p>使用に伴い発生する水道代、電気代、ガス代について、甲府市が負担し、使用者に対して請求していない。これらの実費相当額について、甲府市において負担する根拠はなく、公平性の観点から使用者に請求を行うべきである。</p> <p>また、他の地方公共団体では、公有財産規程等に「行政財産を目的外使用することに伴い発生する光熱水費等について、使用者の負担とする」旨を明記しているケースもあるが、甲府市においては、光熱水費の取扱いを定めていない。他の地方公共団体の例を参考に、光熱水費の取扱いについて、条例・規程等に明記することも検討されたい。</p> <p>※なお、担当課は総務課となるので、同課において検討されたい。</p>				
措置内容	行政財産目的外使用に伴う光熱水費の負担については、市全体の課題ととらえ、その取扱いについて関係部署と検討している。				
措置通知日	令和7年8月26日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-8	区分	意見
項目	委託料単価の再設計			報告書 ページ	83
措置状況	取組中	監査対象課	環境部ごみ収集課	関係課	—
意見内容	現在の委託料が実態に即しているかを十分に検討すべきであり、例えば燃えるごみ・燃えないごみの収集運搬委託料と同様に人件費・車両費等を積み上げる方法も考えられる。委託料の設計に際しては、ルート間での公平性も考慮し、排出量当たりの委託料単価、居住人口当たりの委託料単価、走行距離当たりの委託料単価等の指標も検討対象にするのが望ましい。				
措置内容	排出量当たりの委託料単価等の各種指標の把握に努めたところであるが、委託料設計に関連する収集体制の見直しに係る課題を整理する等、引き続き検討する。				
措置通知日	令和7年8月26日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	V-2	区分	意見
項目	旧衛生センターの施設撤去又は利活用の方針決定の必要性			報告書 ページ	98
措置状況	現状維持	監査対象課	環境部総務課	関係課	—
意見内容	旧衛生センターは業務廃止して現在液移送減容化処理及び貯留槽清掃業務を行っている。これらの業務が完了後の施設撤去又は利活用の方針が決定されていない。早急に決定すべきである。大里第一団地地域し尿処理施設のような未利用不動産にしないことを望む。				
措置内容	旧衛生センターの撤去には多額の費用を要することから、建物の劣化状況や周辺のインフラ整備の必要性を踏まえ、売却・貸付だけではなく既存建物を活用した他部局への用途転用も視野に入れて関係部局と協議を進めることとした。				
措置通知日	令和7年8月26日				